

(案)

別添資料

千住一丁目地区第一種市街地再開発事業敷地内に設置する 電線共同溝施設に関する協定書

千住一丁目地区市街地再開発組合（以下「甲」という。）、足立区（以下「乙」という。）及び東京電力パワーグリッド株式会社（以下「丙」という。）は、乙が実施する末尾1記載の「千住一丁目地区電線共同溝整備工事」（以下「本計画」という。）に際し、末尾2記載の千住一丁目地区第一種市街地再開発事業敷地（以下「本敷地」という。）に電線共同溝設備及び地域用配電設備からなる電線共同溝施設を設置すること（以下「本事業」という。）に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、乙及び丙が本事業を実施するに当たり、電線共同溝設備（地下構造物及び電線管路を含む。以下これらを称して「電線共同溝」という。）及び地域用配電設備（電線ケーブル等含む。以下これらを称して「配電設備」という。）を本敷地内に設置する上で、必要な事項を定めることを目的とする。

（設置場所）

第2条 乙及び丙は、本敷地の一部を本事業に使用する目的でこれを甲から無償で借り受ける。

2 電線共同溝及び配電設備の設置位置は、別図のとおりとする。

（設置時期及び設置者）

第3条 電線共同溝は、本敷地の外構工事と同時期に、乙の指定した者が前条第2項に定める位置に設置する。ただし、乙は、本敷地の外構工事後において敷地を掘削しないよう設置時期を調整する。

2 配電設備は、丙が甲及び乙と施工時期を調整し、丙の指定した者が前条第2項に定める位置に設置する。

（協定の解除）

第4条 甲が本敷地の利用上支障のあることを原因として電線共同溝又は配電設備を移設する必要があるときは、乙及び丙と協議の上、本協定を解除できるものとする。

2 乙及び丙は、本協定が解除される日までに、乙及び丙の負担において本敷地を原状に回復し、返還するものとする。

（財産区分及び管理区分）

第5条 電線共同溝及び配電設備の財産区分及び管理区分は、次のとおりとする。

種別	所有者	管理者
電線共同溝	乙：足立区	乙：足立区
配電設備	丙：東京電力パワーグリッド(株)	丙：東京電力パワーグリッド(株)

(維持管理)

第6条 電線共同溝及び配電設備の維持管理は、前条で定めた管理者の責任において実施するものとし、維持管理の内容及び方法については、別途、乙及び丙で協議を行うものとする。

- 2 丙は、配電設備の保守、点検及び緊急時の操作をしようとするときは、甲に通知することなく本敷地（配電設備の設置場所に限る）に立ち入り、これを実施することができる。
- 3 乙及び丙は、電線共同溝又は配電設備の取替え、補修等のため、作業に長時間を要する場合は、あらかじめ甲に通知しなければならない。
- 4 甲が電線共同溝又は配電設備について異常を発見し点検又は補修等を要請した場合には、当該管理者はただちにこれに応じるものとする。

(地位の承継)

第7条 甲は、甲が建設する施設建築物において管理組合が発足した場合は、当該管理組合に本協定における甲の地位を継承させる。

(損害賠償)

第8条 電線共同溝又は配電設備の設置又は維持管理に起因して、本敷地内の工作物等を破損した場合は、乙及び丙は、自己の責任において、その損害の賠償又は補修等を行うものとする。

- 2 丙の責めに帰すべき理由により、電線共同溝又は配電設備が破損したことが明らか場合は、丙の責任において、その損害を賠償又は補修等を行うものとする。

(疑義等)

第9条 この協定の各条項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙で協議の上、決定するものとする。

本協定書を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙各々記名押印の上、各1通を保管する。

< 1. 本計画の表示 >

計画名称：千住一丁目地区電線共同溝整備工事

計画場所：(住居表示) 東京都足立区千住一丁目30番地先

< 2. 本敷地の表示 >

事業名称：千住一丁目地区第一種市街地再開発事業

所在地：(地名地番) 東京都足立区千住一丁目 100 番

令和 年 月 日

- | | | |
|---|----------|--|
| 甲 | 住所
名称 | 東京都足立区島根一丁目 2 番 3 号
千住一丁目地区市街地再開発組合
理事長 倉田 隆夫 |
| 乙 | 住所
名称 | 東京都足立区中央本町一丁目 17 番 1 号
足立区
代表者 区長 近藤 弥生 |
| 丙 | 住所
名称 | 東京都新宿区新宿五丁目 4 番 9 号
東京電力パワーグリッド株式会社
東京総支社長 中人 浩一 |

(案)

大規模水害時における緊急退避場所としての使用に関する協定書

足立区を「甲」とし、千住一丁目地区市街地再開発組合を「乙」として、甲乙間に次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、足立区内に津波、洪水、高潮、内水氾濫等による大規模な水害（以下「水害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙が建設する施設建築物の廊下等の共用部分（以下「共用部分」という。）を近隣住民等に緊急かつ一時的な退避場所として提供することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（一時退避場所として使用することができる施設の範囲）

第2条 一時退避場所として使用することができる施設の範囲は、千住一丁目地区第一種市街地再開発事業施設建築物（以下「施設建築物」という。）のうち別紙記載の2階（建築基準法上、3階）及びトレンチピット階（建築基準法上、4階）部分とする。

（協力要請）

第3条 甲は、水害発生時に、次に掲げる支援への協力を乙に対し要請することができるものとする。

- （1）前条に規定する施設を近隣住民の一時退避場所として提供すること。
- （2）乙の施設のトイレを近隣住民に提供すること。
- （3）乙がラジオ等で知り得た災害情報を近隣住民に提供すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、近隣住民に対して行う支援で、乙が対応できるもの。

2 乙は、前項の協力要請がなされた場合は、可能な限りこれに協力するものとし、管理運営に関する責任は甲が負うものとする。

（協力要請期間等）

第4条 緊急退避場所として使用することができる使用期間は、警報又は避難勧告等が発令された時から解除されるまでとする。ただし、甲、乙協議の上、期間を延長することができるものとする。

2 前条第1項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合においては、口頭により協力要請を行うことができるものとし、口頭により協力要請を行ったときは、甲は、事後に要請した事項を記載した文書を送付するものとする。

（災害補償）

第5条 甲の要請に基づき第3条第1項に定める協力を従事した乙の組合員（乙の依頼に

より従事した者を含む。)が負傷等した場合は、防災の業務に従事した者の災害補償に関する条例(昭和36年足立区条例第14号)の規定に基づき、甲が補償するものとする。

(原状回復等)

第6条 近隣住民等が施設建築物を一時退避場所として使用したことにより、施設建築物、敷地、付帯施設等の原状が変更されたときは、甲が、これを回復させるものとする。

2 前項に定めるもののほか、近隣住民等が乙の施設を一時退避場所として使用したことにより、乙又はその施設の居住者に損害が生じたときは、甲がこれを補償するものとし、補償する範囲及び額は、甲乙協議により決定する。

(事故等の対応)

第7条 近隣住民等が施設に退避する際、又は退避している間、施設内で事故等が生じて、乙は、責任を負わないものとし、近隣住民等の事故等に係る対応は、甲が行い、処理するものとする。

2 乙は、第3条の規定により要請された協力の実施に際し、乙の責に帰する理由により、第三者に損害を与え又は業務従事者に対する災害補償を行うこととなったときは、その賠償又は補償の責を負うものとする。

(近隣住民及び居住者への周知)

第8条 甲は、本協定に定める事項について、近隣住民及び乙の施設の居住者に対し、事前に必要な周知をする等の措置を講ずるものとする。

(変更及び廃止)

第9条 本協定に定めのある事項に変更又は廃止する必要があるときは、甲及び乙で協議の上、決定する。

(地位の承継)

第10条 乙は、施設建築物において管理組合が発足した場合は、当該管理組合に本協定における乙の地位を承継させる。

(解除権)

第11条 甲は、乙が次のいずれかに該当するときは、本協定を解除する。この場合には、何ら催告を要しないものとする。

- (1) ア 法人の役員等(役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この号において同じ。)若しくは使用人が、暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴

力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。)であるとき、又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

イ 法人の役員等が、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に定める無差別大量殺人を行った団体又はこれら団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体の構成員及び関係者であるとき。

ウ 法人の役員等が、日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体の構成員及び関係者であるとき。

- (2) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的団体(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する団体、日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に定める無差別大量殺人行為を行った団体をいう。以下同じ。)の威力又は関係者を利用するなどしているとき。
- (3) 反社会的団体の関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に反社会的団体の維持、運営等に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 反社会的団体又はその関係者との交際や会合に同席するなど社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 反社会的団体又はその関係者であることを知りながら、これを不当に利用したり、実際には反社会的団体と関係ないがその威を借りるために反社会的団体の名を騙るなどしているとき。
- (6) 委託又は物品等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託又は物品等の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号の該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わないとき。

2 前項に該当するおそれがあると認めるときは、乙は、甲が乙の役職員の個人情報について、情報提供又は照会することに関して同意するものとする。

(協議)

第12条 この協定の各条項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 東京都足立区中央本町一丁目17番1号

足立区

代表者 区長 近藤 弥生

乙 東京都足立区島根一丁目2番3号

千住一丁目地区市街地再開発組合

理事長 倉田 隆夫

(案)

災害時における帰宅困難者の受入れ等に関する協定書

足立区（以下「甲」という。）と千住一丁目地区市街地再開発組合（以下「乙」という。）とは、大規模地震その他災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）発生時において、乙の施設を帰宅困難者に提供する等、災害時の帰宅困難者に対して行う支援について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、足立区内に帰宅困難者が発生したとき、甲の支援要請に乙が協力することに関し、費用負担その他必要な事項について、定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、「帰宅困難者」とは、災害の発生により公共交通機関の機能が停止し、自宅に徒歩その他の手段によって帰宅することが困難になり、駅周辺の公共施設に滞留せざるを得なくなる者をいう。

（帰宅困難者の受入施設の範囲）

第3条 次条に定める甲の支援要請に対し、乙が支援を行う場所は、千住一丁目地区第一種市街地再開発事業施設建築物（以下「施設建築物」という。）のうち別紙記載の多目的室とする。

（支援要請）

第4条 甲は、災害発生時に、次に掲げる支援への協力を乙に対し要請することができるものとする。

- (1) 乙の施設の一部を帰宅困難者の一時滞在場所として提供すること。
- (2) 乙の施設に備蓄する飲料水、食料等を帰宅困難者に提供すること。
- (3) 乙の施設のトイレを帰宅困難者に提供すること。
- (4) 乙がラジオ等で知り得た災害情報を帰宅困難者に提供すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、帰宅困難者に対して行う支援で、乙が対応できるもの。

2 乙が前項第1号に規定する一時滞在場所として提供する場合の受入人数の上限は、40人とする。

3 乙は、第1項の規定による支援要請を受け入れたときは、可能な限り、これに協力するものとし、管理運営に関する責任は甲が負うものとする。

(支援要請期間等)

第5条 甲が乙に対し前条第1項に掲げる支援を要請する期間は、災害発生後3日間とする。ただし、甲、乙協議の上、期間を延長することができるものとする。

2 前条第1項の規定による支援要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合においては、口頭により支援要請を行うことができるものとし、口頭により支援要請を行ったときは、甲は、事後に要請した事項を記載した文書を送付するものとする。

(費用負担)

第6条 第4条第1項の支援その他甲の要請に応じるため乙が要した費用は、甲が負担する。

2 前項の規定により甲が負担する飲料水、食料等、物資の提供に係る費用については、災害発生直前における適正価格を基準に、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害補償)

第7条 甲の要請に基づき第4条第1項に定める協力を従事した乙の組合員(乙の依頼により従事した者を含む。)が負傷等した場合は、防災の業務に従事した者の災害補償に関する条例(昭和36年足立区条例第14号)の規定に基づき、甲が補償するものとする。

(原状回復等)

第8条 帰宅困難者の受入れを行った際に、施設建築物、敷地、付帯施設等の原状が変更されたときは、甲が、これを回復させるものとする。

2 前項に定めるもののほか、避難者等が乙の施設を使用したことにより、乙又はその施設の居住者に損害が生じたときは、甲がこれを補償するものとし、補償する範囲及び額は、甲乙協議により決定する。

(事故等の対応)

第9条 帰宅困難者の受入れを行った際に施設内で事故等が生じて、乙は、責任を負わないものとし、避難者等の事故等に係る対応は、甲が行い、処理するものとする。

2 乙は、第3条の規定により要請された協力の実施に際し、乙の責に帰する理由により、第三者に損害を与え又は業務従事者に対する災害補償を行うこととなったときは、その賠償又は補償の責を負うものとする。

(区民への周知)

第10条 甲は、帰宅困難者が発生した場合に、乙の施設が帰宅困難者のための一時滞在施設になること等について、事前に乙の承認を得て、区民等に周知することができるものとする。

(変更及び廃止)

第11条 本協定に定めのある事項に変更又は廃止する必要が生じたときは、甲及び乙で協議の上、決定する。

(地位の承継)

第12条 乙は、施設建築物において管理組合が発足した場合は、当該管理組合に本協定における乙の地位を承継させる。

(解除権)

第13条 甲は、乙が次のいずれかに該当するときは、本協定を解除する。この場合には、何ら催告を要しないものとする。

(1) ア 法人の役員等(役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この号において同じ。)若しくは使用人が、暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。)であるとき、又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

イ 法人の役員等が、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に定める無差別大量殺人行為を行った団体又はこれら団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体の構成員及び関係者であるとき。

ウ 法人の役員等が、日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体の構成員及び関係者であるとき。

(2) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的団体(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する団体、日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に定める無差別大量殺人行為を行った団体をいう。以下同じ。)の威力又は関係者を利用するなどしているとき。

(3) 反社会的団体の関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に反社会的団体の維持、運営等に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 反社会的団体又はその関係者との交際や会合に同席するなど社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(5) 反社会的団体又はその関係者であることを知りながら、これを不当に利用したり、実際には反社会的団体と関係ないがその威を借りるために反社会的団体の名を騙

るなどしているとき。

(6) 委託又は物品等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託又は物品等の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号の該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わないとき。

2 前項に該当するおそれがあると認めるときは、乙は、甲が乙の役職員の個人情報について、情報提供又は照会することに関して同意するものとする。

(協議)

第14条 この協定の各条項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 東京都足立区中央本町一丁目17番1号
足立区
代表者 区長 近藤 弥生

乙 東京都足立区島根一丁目2番3号
千住一丁目地区市街地再開発組合
理事長 倉田 隆夫

(案)

千住一丁目地区第一種市街地再開発事業施設建築物敷地に設置する 千住の森鷗外碑等に関する協定書

足立区（以下「甲」という。）と千住一丁目地区市街地再開発組合（以下「乙」という。）は、甲が所有する千住の森鷗外碑及び標柱（以下「本石碑等」という。）を、乙が建設する施設建築物（以下「施設建築物」という。）敷地内に設置することに関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が所有する本石碑等を施設建築物の敷地内に設置する上で、必要な事項を定めることを目的とする。

（設置場所及び位置）

第2条 本石碑等の設置場所は、千住一丁目地区第一種市街地再開発事業施設建築物の敷地内とし、設置位置は別添図のとおりとする。

（借地料）

第3条 本石碑等の設置期間中、施設建築物の敷地の使用にかかる対価は、これを無償とする。

（財産区分及び管理区分）

第4条 本石碑等の所有者及び管理者は甲とする。

（維持管理）

第5条 甲は、本石碑等の点検及び緊急時の補修等を行うときは、乙に通知することなく施設建築物の敷地内に立ち入り、これを実施することができる。

2 甲は、本石碑等の取替え、補修等のため、作業に長時間を要する場合は、あらかじめ乙に通知の上、その承諾を得なければならない。

（変更及び廃止）

第6条 本協定の変更及び廃止は、甲及び乙で協議のうえ、決定する。

（地位の承継）

第7条 乙は、施設建築物において管理組合が発足した場合は、当該管理組合に本協定における乙の地位を承継させる。

(協議)

第8条 この協定の各条項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 東京都足立区中央本町一丁目17番1号
足立区
代表者 区長 近藤 弥生

乙 東京都足立区島根一丁目2番3号
千住一丁目地区市街地再開発組合
理事長 倉田 隆夫

(案)

公共施設管理者負担金に関する協定書

足立区（以下「甲」という。）と千住一丁目地区市街地再開発組合（以下「乙」という。）とは、都市再開発法（昭和44年法律第38号。以下「法」という。）第121条の規定に基づき、千住一丁目地区第一種市街地再開発事業における公共施設管理者負担金（以下「負担金」という。）に関する協定書を、次のとおり締結する。

（負担金の額）

第1条 甲は、負担金として、別紙「公共施設管理者負担金内訳調書」のとおり、金123,000,000円（消費税相当分含む。）を限度として、乙に対して負担するものとする。

（事業の完了期日）

第2条 乙は、負担金対象事業を令和3年3月31日までに完了するものとする。

（完了報告）

第3条 乙は、負担金対象事業が完了した場合は、速やかに完了実績報告書を甲に提出するものとする。

2 乙は、負担金対象事業が翌年度にわたるときは、事業の完了期日前までに事業完了期日変更報告書及び年度終了実績報告書を甲に提出するものとする。

3 甲は、乙から前項の事業完了期日変更報告書の提出があった場合は、内容を精査し、適当と認めたときは、事業完了期日の変更を行う協定を乙と締結するものとする。

（審査）

第4条 甲は、前条の規定に基づく完了実績報告書又は年度終了実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書の内容の審査及び必要に応じて現地調査等により、当該報告に係る事業の成果が、負担額の内容及び法第12条第1項において準用する法第7条の12に基づく甲の同意に付した条件に適合しているかどうかの確認を行うものとする。

（負担金の支払）

第5条 甲は、前条の規定に基づく確認後、乙の請求に基づき、負担金を支払うものとする。

(協議)

第6条 この協定の各条項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 東京都足立区中央本町一丁目17番1号

足立区

代表者 区長 近藤 弥生

乙 東京都足立区島根一丁目2番3号

千住一丁目地区市街地再開発組合

理事長 倉田 隆夫

(案)

千住一丁目地区市街地再開発事業に伴う 施設建築物敷地の放置禁止区域指定に関する協定書

足立区を甲、千住一丁目地区市街地再開発組合を乙として、下記の条項により協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、千住一丁目地区市街地再開発事業（以下「本事業」という。）に伴う施設建築物の建築敷地における放置自転車の一掃と環境整備を目的とする。

(本協定の適用区域)

第2条 本協定を適用する区域は、別紙に示すとおりとする。

(乙による承諾)

第3条 乙は、次に掲げる事項を承諾する。

- (1) 甲が、前条の区域を自転車等の駐車秩序及び自転車等駐車場の整備に関する条例（昭和58年足立区条例第3号。以下「条例」という。）第8条第1項の放置禁止区域に指定すること。
- (2) 甲の職員又は甲の委託を受けた者が、前条の区域において、条例第8条第4項の規定による自転車等の利用者への指導及び条例第10条の規定による放置自転車等の撤去を行うこと。
- (3) 甲が、事業区域について第1号の指定を解除した場合は、甲が当該事業区域において条例第11条第1項の規定による自転車等の利用者への指導及び同条第2項の規定による自転車等の撤去を行うこと。
- (4) 乙は、本事業に伴う施設建築物の竣工後1年間（365日（1日当たり9時間））において、事業区域に放置自転車対策を行う係員2名を配置すること。
- (5) 乙は、本事業に伴う施設建築物の竣工後2年目以降、365日（1日当たり9時間）において、放置自転車対策を行う係員1名を配置すること。
- (6) 本事業に伴う施設建築物の店舗用自転車駐車場の利用に際しては、2時間を無料とすること。

(承継)

第4条 乙は、本協定を本事業に伴う施設建築物の竣工後に設立される管理組

合に承継させなければならない。

(疑義の決定)

第5条 本協定に疑義のあるとき又は本協定に定めのない事項については、甲乙が協議の上決定するものとする。

(本協定の効力)

第6条 本協定は、本事業に伴う施設建築物の建築工事が完了した日から効力を生じるものとする。

本協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれが1通ずつ保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 東京都足立区中央本町一丁目17番1号
足立区 代表者 区 長 近 藤 弥 生

乙 東京都足立区島根一丁目2番3号
千住一丁目市街地再開発組合
理 事 長 倉 田 隆 夫